

大正期における実業学校の地域経済への寄与に関する考察 — 青森県立工業学校の「工業伝習」の事例から —

竹村俊哉*

要旨：

学校の教育活動には、児童生徒に対する教育活動のみならず、社会人に対する教育活動も含まれる。従って実業学校の地域経済への寄与のあり方としては、実業学校の卒業生が地域産業に対してどのように貢献したのかという側面と、実業学校が地域産業を担う社会人をどのように再教育したのかという側面に分けられる。先行研究は前者の視点に立った分析が主であったが、本稿では後者の側面を分析対象とし、大正期の青森県における唯一の県立工業学校であった青森県立工業学校の「工業伝習」の実態を初めて明らかにした。

「工業伝習」は県の事業であったが、実務の一切は県立工業学校側が担当した。工業伝習が始められた背景には、当時の青森県工業が幼稚な域を脱していないとする県や工業学校の一致した見解が存在した。とりわけ工業学校側は、長期にわたる技術伝習は学校において実施し、工業伝習は年々進歩する技術に即応するための短期的な講習であると考えて、その役割を明確に区分した。また工業学校側が想定した工業伝習のもう一つ役割は、受講終了生の中から工業伝習の講師を養成することであった。この点については、その事例があったことを確認した。

工業伝習が地域経済に与えた効果は、県や工業学校が工業伝習に寄せた期待と一致した。

現存する工業伝習に関する資料は、大正6年から昭和2年までのものであるため、その後の工業伝習の実態を知る手がかりはない。しかし、大正11年〔1922〕に設立された青森県工業試験場が発行した業務報告書によれば、工業伝習事業は同試験場に引き継がれたと推測されるのである。

キーワード：工業伝習、短期的、工業学校、地域経済

On the Contribution to Regional Economy by “Kogyo denshu” through industrial training school of Aomori prefecture

Toshiya TAKEMURA

Abstract：

Not only the instructional activity for the child student but also the instructional activity for the public person is included in the instructional activity of the school. Therefore, as the role of contribution to the regional economy of school of the business, it is divided into the contribution that the graduate of school of the business performed for local industry and the remedial education which a school of business performed for a member of society who took local industry.

* たけむらとしや 弘前大学大学院地域社会研究科 地域産業研究講座

Most precedent studies had the analysis by the former viewpoint, but are the analysis by the latter viewpoint in this report. This study made the actual situation of "the industrial training" of the only industrial training school in the Taisho era clear for the first time.

"The industrial training" was carried out as business of the prefectures, but the industrial training school was really in charge. In the background where industrial training was begun, a prefecture and the industrial training school considered Aomori industry unripe. The long-term technical training was to do it in a school, and the industrial training school thought that the industrial training was a short-term class to cope with a technique to progress year by year. In addition, the other role of the industrial training that the industrial training school side thought about was to train a lecturer of the industry training from the person who attended a class. And I confirmed that there was the example.

The effect that industrial training gave for regional economy accorded with the expectation that a prefecture and the industrial training school had for industrial training.

It is not clear whether industrial training continued afterwards. However, according to the duties report which Aomori industry examination room established in 1922 published, it is supposed that the industrial training business was succeeded in the industrial examination room.

Key word : Kogyo denshu, short-term, the industrial training school, regional economy

はじめに

近代日本における実業学校の地域経済への寄与のあり方に関する先行研究は、その卒業生が地域産業においてどのように活躍したのかという視点に立った考察が主であった¹⁾。

しかし、学校はそこに在籍する生徒への教育活動のみならず、今日広く行われている市民に対する公開講座や人材養成講座等の社会人に対する再教育機関としての役割を兼ね備えている。

近代日本において、実業学校が社会人に対して再教育を行ってきた事実はいくつか確認できるが²⁾、その詳細については手がかりとなる資料の欠落もあってこれまで正面から取り上げられることはなく、青森県内の実業学校に関する先行研究も存在しない³⁾。

そこで本稿では、青森県立弘前工業高等学校の前身である「青森県立工業学校」当時の学校文書に含まれている「工業伝習」に関する諸資料を通して、地域社会における工業学校の人材育成活動、すなわち職工に対する再教育が行われるに至った背景とその実態とを明らかにし、地域経済への寄与について考察することを目的とする⁴⁾。

青森県立工業学校は明治43年 [1910] に弘前市に設立され、在来工業の振興を図るために建築科、木工科、漆工科が設けられた。建築科は工業学校規程による修業年限3か年の甲種で、木工科(大工、家具、輾轆、木地分科)及び漆工科(髹漆、描金分科)は徒弟学校規程による修業年限2か年の乙種であった。青森県立工業学校の前身は明治40年 [1907] に弘前市に開校した青森県工業講習所で、漆工科(髹漆、蒔絵)及び木工科(指物、彫刻、挽物)の2科で修業年限は1か年であった。工業学校に改組する際には、その設立場所をめぐる弘前市と青森市がそれぞれの商業会議所をも巻き込んで誘致運動を展開し、また県会においても大いに議論を賑わせたが、結局弘前市への設置が決まった⁵⁾。

ところで、工業講習所の所管省庁は文部省でなく農商務省だったことから、現役の工業従事者への講習を通して近代日本における工業発展をめざす商工政策上の一機関として位置づけられたと考えられる。

このような設立経緯をもつ工業講習所を母体とした青森県立工業学校は、文部省所管の教育機関で

ありながら、引き続き実業界との関係を維持すべく、工業従事者への指導に携わったのである。工業伝習事業が始まる前年度の県当局者(内務部長)の県会答弁では「工業施設方針として、家庭副業に染織を講習奨励し次に木工を奨励したいと考えている。従来工業学校に補習科があって、卒業生に限り入学させていたが、これを拡張して一般にも開放、伝習所として工業学校に併置し、簡易なものから講習する計画である。また、工業学校職員を各地に出張、講習させ、実質的な教授を行わせる計画もしている。(後略)」と述べているので、県当局も工業伝習事業を教育政策ではなく工業政策の一環として認識していることがわかる⁶⁾。

実業学校とりわけ工業学校が社会人に対して再教育を行ってきたことについて先行研究が少なかつた理由は、再教育を教育政策の一環として自明なものともみなしてきたからだと考えられる。商工政策として実施する職工への実地指導を工業学校が担わねばならなかった理由は、卒業生のほとんどが地元で就業するという事情があったからである。そもそも在来工業の育成を目的に設立された地方の工業学校では、その卒業生が大都市圏の重工業には吸収されず、地元の在来工業が卒業生の就職先としての受け皿になったことから、在来工業の育成は工業学校の大きな関心事であったと考えられる。以上のような特殊事情は他県においても存在したと考えられるが、地域経済への寄与の一端を知りうる史料が現存する青森県立工業学校を例にその実態を明らかにするものである。

なお、小学校教育修了者を対象にして初歩的な実業教育を行う実業補習学校も、社会人に対する再教育機関として考えられるが、当該学校に関する考察は別の機会に譲ることとする。

I 明治末期における青森県工業の実態

まず、工業伝習が実施されるに至った背景を探るために、当時の青森県における工業の実態を概観する。ここでは大正元 [1912] 年に青森県内務部が発行した『青森県商工業の状態』に依拠する⁷⁾。

このうち工業の概要を記した項では「本県の工業は未だ幼稚の域を脱せず」と分析するが、「県内の実質を考ふるときは本県は正に工業国として起すべき素地を有せり」と見なしている。

すなわち「第一工業原料の豊富なること」を指摘し「饒多に原料を産出し得べき土地柄」であり「殊に養蚕の如きは気候風土に適ひ少しく注意を加ふるときは産額増加し養蚕地として相当なる位置を占むるを得へし」と分析し、養蚕が発達することで生糸機業や蚕種製造業の発達も期待できるとしている。

また「本県は山林に富み樹種の如きも杉、松、羅漢柏、落葉松、白楊樹、漆、樺、山毛樺、桐等を産出し木工品の原料に富み且つ模範林の経営に依り植林を奨励し益々原料の産額を多大ならしむる計画を立て之か進行中」であるので将来有望できると見ている。

さらに「山野には蔓細工の原料たる木通蔓の繁茂するあり染料紫根の如き」があり、「工業の原動力たる石炭は近隣の北海道に於て多量に産出」し、「水力を利用すれば幾多の大工業を起す」ことができるとして原料や原動力が豊富であることを指摘している。

一方、「労力の供給亦豊富なり而して本県は各郡降雪の期間長く木材の搬出等を除けば概ね外間の仕事は殆んど閑却され屋内若くは工場の職業に従事せざるを得ず此の労力を利用するときには低廉なる資金を以て工業の発達を期する」ことができ、これまで青森県において工業が起こらなかったのは事業がなかったからではなく、積極的に工業を起こそうとしなかったためだと分析している。

工業製品に対する需要に関しては、「広大なる範囲を有す、元来県内の需要のみにても多大」であり、「北には北海道樺太」があり「対外貿易地としては浦塩方面沿海州」のような今後の開発次第ではますます需要の拡大が見込まれる地域があるとしている。加えて青森県には第八師団及び大湊要港部に関連した軍艦や商船の往来があり、また観光客・温泉客等も多く訪れていることを指摘している。

流通に関しても、「鉄道は奥羽及び日本線の結合点に当り青森より北方面に向て汽船の便」があつて交通機関が完備されていることから、「将来工業の大発展を来すべき運命は既に宿し居れるものと

謂ふを得へし」と結んでいる。

次に、青森県の当時の工業従事者数について見ると、同書よれば、専業戸数5358戸と兼業戸数2552戸を合わせた7910戸は県内全戸数の約7%に過ぎず、専業人口は1万3433人、兼業人口は7162人、計2万595人である。工業戸数が最も多い郡は三戸郡で1384戸、次いで多いのは下北郡の1111戸であるがこの中には木挽織及び杣職の戸数も計上されている。市部としては弘前市が最も多く、次いで青森市であった。弘前市に県立工業学校が設立された背景が窺われる。

また、兼業においては工業が「従」であって、「主」は農業、漁業、商業であった。

表1 青森県における工業の専業戸数及人口（明治44年[1911]）

単位：戸(戸数)、人(男、女、計)

郡市名	戸数	男	女	計
東津軽郡	426	522	30	552
西津軽郡	279	358	—	358
中津軽郡	322	547	312	859
南津軽郡	596	1,788	596	2,364
北津軽郡	412	1,328	34	1,362
上北郡	234	296	87	383
下北郡	467	632	146	778
三戸郡	823	1,370	252	1,622
弘前市	965	962	3	965
青森市	834	2,090	2,080	4,170
合計	5,358	9,893	3,540	13,433

(出所) 青森県内務部『青森県商工業の状態』1912年8月

II 工業伝習の実態

1 簡易工業伝習規定の制定

工業伝習に関する記事は簿冊『大正六年四月以降親展書類扣綴』中の文書に初見され、簡易工業伝習規定も見られることから、工業伝習は大正6年[1917]から始まったことが推定できる。また、学校側から県に提出する学事年報によれば、大正6年度分における「学校ト実業界トノ関係」の項目で初めて「簡易工業伝習」という語が用いられていることから大正6年に始まったことを推察できるとともに、簡易工業伝習が実際に開催されたことを裏付けるものである。

同資料には、大正6年4月1日付けで青森県立工業学校長から青森県内務部長宛に内申された下記の文書が含まれている。

【史料1】

大正六年四月一日 青森県立工業学校長 中原正道

名尾青森県内務部長殿

簡易工業伝習ノ教材調査上必要有之候間左記ノ事項御回示被成下度此段内申候也

記

第一、本県管内ニ於ケル家具、指物、轆轤細工、木地、漆器ノ諸工業ニ従事スル職工数

右員数ハ各市町村別トシ且普通職工徒弟ノ区別ノ明ニスルコト

第二、上挙ノ諸工業ニ就キ製作品種ノ重ナルモノ及其産額

右各市町村別トス

第三、上挙ノ諸工業ニ従事スル職工或ハ当業者ノ技術伝習上希望ノ要点

第四、上挙ノ製品販売ノ状況

- 例バ其土地ニ於テ需要セラルルカ或ハ県ノ内外ニ輸出スル等
- 第五、本県管内大工職ニ従事スル職工数
右員数ハ各市町村別トシ且普通職工徒弟ノ区別ヲ明ニスルコト
- 第六、上挙ノ職工ノ技術伝習或ハ講習上希望ノ要点
- 第七、最近ニ於ケル大工職工賃
右ハ各市町村別トス

【史料1】は工業学校側が県内務部に対して工業伝習の教材を作成する上で必要な情報を求めているものである。それによれば、伝習科目は家具、指物、轆轤細工、木地、漆器及び大工の6科目を想定しており、青森県管内の職工数、主な製作品種とその産額、職工或は当業者が希望する技術伝習上の要点、製品の販売状況、大工職の賃金等の回答を求めている。

一方、「簡易工業伝習ノ概要」（以下、「概要」）及び「簡易工業伝習規定」（以下、「規定」）が県内務部から工業学校側に対して示された。

「概要」には、(1)伝習希望の出願期限は5月末日で、その出願状況に基づいて伝習開催地を定める、(2)開催地の実地調査に基づいて伝習事項及び教材を定める、(3)家具・指物、轆轤細工、木地、大工職についてそれぞれ伝習教師を定めること、(4)伝習の成績はその都度詳細に県に対して報告すること、の4点が挙げられている。

なお、【史料2】は学校側の控えの文書なので、伝習教師の氏名は学校側が控えとして書き込んだものである。

【史料2】

簡易工業伝習ノ概要

- 一、別紙規定ニ依リ伝習開催出願ヲ調査シテ開催地ヲ定ムルコト
但出願期日ヲ五月末日迄トス
- 一、右開催地ニ就キ実地調査ノ上伝習事項及教材ヲ定ムルコト
- 一、伝習教師ヲ左ノ通り定メ置クコト
- | | |
|-------|-----------------------|
| 家具、指物 | 吉田、外崎両助教諭 |
| 轆轤細工 | 岡西助教諭 |
| 木地 | 目黒助手 |
| 漆器 | 小岩教諭、北野助教諭
大平助教諭心得 |
| 大工職 | 日下助教諭、阿部助手 |
- 一、伝習ノ成績ハ其都度詳細ニ報告スルコト

また「規定」によれば、伝習希望者は市町村長を経て県に出願することとし、一工業につき5人以上の出願者がある場合に伝習するとした。伝習期日は毎年8月1日から8月25日までの期間であった。これは、工業学校の授業に支障をきたすことなく教員が伝習に出向けるように配慮して、夏季休業中に伝習期間を設定したものであろう。伝習受講者はその工業に2～3年以上従事した経験を持つ者とされた。伝習に要する作業場や工具は受講者側での負担とされた。

【史料3】

簡易工業伝習規定

- 第一条 当業者ニシテ簡易工業伝習ヲ受ケントスル者ハ市町村長ヲ経テ県ニ願ヒ出ツ可シ
- 第二条 簡易工業伝習ノ科目ハ当分左ノ通りトス

家具、指物、轆轤細工、木地、漆器

第三条 出願者一工業ニ就キ五人以上ニ達シタルトキハ伝習ヲ開始ス

第四条 伝習ノ期日及日数ハ毎年八月一日ヨリ全二十五日マテノ期間ニ於テ之ヲ定ム

第五条 伝習ヲ受ケントスル者ハ当該工業ニ三ヶ年以上従事シタル者トス

第六条 伝習ニ要スル作業場及工具材料ハ総テ伝習ヲ受クル者ノ負担トス

さらに「特別勤務手当支給細則」が定められ、その第一条に「本校職員ニシテ所定ノ公務以外ニ学校長ヨリ特ニ命セラレタル研究、調査、作業ニ従事シタルトキハ手当金ヲ支給ス」ることとされた。

なお、「簡易工業伝習」という用語は、工業学校規定及び青森県立工業学校規則には触れられてはいないが、工業学校規定における「簡易工業伝習」の根拠となる条文は第14条の「工業学校ニ於テハ主トシテ工業ニ関スル事項ヲ授クルタメ専修科ヲ設ケ又ハ臨時講習ヲナスコトヲ得 工業学校ニ於テハ必要ニ応シ当該学校ノ卒業生其ノ他ニ対シ研究指導ノ施設ヲナスヘシ」(傍線筆者。以下、同じ)の条文に求められよう⁸⁾。

2 工業伝習に係る実務の流れ

工業伝習は青森県が主催し費用を負担するもので、県が県内の自治体から毎年希望を募り、その結果を青森県立工業学校に諮って開催期日や講習内容、講師などについて調整した上で、実際の実施については工業学校側の主導で行われたものである。

ここでは大正10年〔1921〕度の工業伝習に関して一連の流れを文書に即して概観する⁹⁾。

伝習開催地及び伝習科目は、その地域の主要工業によってほぼ固定されている。すなわち、弘前市(鋳物・人造石及洋風壁塗・木通蔓細工)、黒石町(金物)、木造町(農具・打刃物)、野辺地町(家具木工、人造石及洋風壁塗)、八戸町(履物)等であった。

①自治体からの要望の取りまとめ

まず、県庁内務部が工業伝習の開催に関する希望を各自治体から募り、それを取りまとめて工業学校に通知する。

【史料4】

青庶収第九九四号三

大正十年五月二十日

青森県内務部長 印

工業学校長 殿

工業伝習ニ関スル件

大正十年度ニ於テ実施スヘキ工業伝習開催希望申出ノ分左記ノ通りニ有之候条前年ノ例ニ倣ヒ夫々取急キ御斡旋相成度候也

追テ参考ノ為経費内容左記ノ通りニツキ御□知相成度候

記

一、金物

弘前市(詳細ハ同市役所ニ御打合アリタシ)

黒石町(十月中旬約十日間伝習生三十名ノ見込)

木造町(五月中旬約十日間伝習生十名以上)

(打刃物農具)五月初開催ハ困難ノ旨回答シ且刃物ナリヤ鋳物ナリヤ照会中ナリ

一、下駄七分

八戸町(五月伝習生約三十名)

五月開催困難ノ旨回答シ置キタリ

尚教師ハ前年雇入以外ノモノヲ希望シアリ

一、家具木工

野辺地町(五月中七日間伝習生六十五名)

一、人造石 洋風壁塗

野辺地町(五月中七日間伝習生十名)

人造石、洋風壁塗伝習ニ関シテハ便宜貴方ヨリ弘前市ヘモ御照会アリタシ

一、木通蔓細工研究

本件ハ前年ニ準シ実施相成度シ

②開催内容の内申

これに対して、工業学校側がその開催内容について案を練り、県に内申する。木通蔓細工は「研究」という位置づけから、その研究職工に対して日当が支給された。

【史料5】

青工親第八号

大正十年六月十五日 青森県立工業学校長 安 美賀 印

青森県内務部長 鯉沼 巖 殿

工業伝習(木通蔓細工研究)ノ件内申

青商収第九九四号ノ三ヲ以テ御指示ノ木通蔓細工研究左記ニヨリ開始仕度此段内申候也

記

一、研究職工 中津軽郡船沢村大字蒔苗 川村栄吉

日給金一円五十銭トシ六月十五日ヨリ六ヶ月間

一、研究職員 本校教諭(図画担任) 橋本良雄

③自治体との交渉

工業伝習の具体的な内容に関しては、工業学校側とそれを希望している自治体との間で交渉し決定される。「規程」には盛り込まれていない「鑄造」や「履物」も伝習した。

【史料6】

青工親第一〇号

大正十年六月二十八日 青森県立工業学校長 安 美賀 印

青森県内務部長 鯉沼 巖 殿

工業伝習ニ関スル件報告

六月二十五日附青商収第九九四号ノ一ヲ以テ御照会ノ工業伝習教師并ニ開催期日ノ件夫々左記ノ通り交渉中ニ有之候間此段及報告候也

記

一、木造町農具及打刃物ノ部

打刃物ヲ主トスルモノトシ教師トシテ弘前市竹内甚吉氏適任ト認メ全氏ヲ派遣シ七月上旬開催ノ予定ニテ打合セシニ九月上旬ニ延期シ且農具ヲ主トシテ伝習希望ノ旨申出アリシテ以テ更ニ農具専門工ニ交渉中

二、野辺地町

1. 家具ノ部

期日ハ八月一日ヨリ一週間トシ本校教諭外崎吉五郎氏派遣ノ予定ニテ全役場へ通知セリ

2. 人造石及洋風壁塗ノ部

期日ハ八月一日ヨリ五日間トシ教師ニハ東京府立実科工業学校塗工科教諭時田亀太郎氏へ交渉シ全人并ニ先方学校長ノ承認ヲ得次ノ如キ方法ニテ聘スル予定

イ、判任一等ノ正当旅費日当宿泊料ヲ給シ野辺地町并ニ弘前市ニ於テ開催及往復共ニ週間ノ予定

ロ、報酬トシテ更ニ五十円ヲ呈スル事

三、弘前市

1. 鋳物ノ部

期日ハ七月中旬ヨリ八月上旬ニ至ル間十日間位トシ教師ニハ目下日立鋳山鋳造部組頭ナル川村政助氏ニ交渉中（承諾スベキ見込）

2. 人造石及洋風壁塗ノ部

期日ハ七月二十五日頃ヨリ約一週間ノ予定ニテ教師ハ野辺地町ニ於ケルト全

四、八戸町ニ於ケル履物ノ部

目下教師トシテ適任者ノ心当ナク各方面ハ問合中

五、黒石町ニ於ケル金物ノ部

昨年開催ノ時ニ於ケル申合セモアリ弘前市竹内甚吉ヲ派遣ノ予定、期日ハ申込ノ通り十月中旬ノコト

以上

④開催の内申

工業伝習の開催日や講師等が決定すると、工業学校側から県に対して開催についての内申がなされる。開催期間は5日間及び10日間に設定されていた。なお、弘前市における鋳造の部の講師として「本校助教諭心得川村政助氏」とあるが、【史料6】中では「日立鋳山鋳造部組頭ナル川村政助氏」と記されていることから、現場の技術者が工業学校の教員に採用されるルートの存在したことがわかる。

【史料7】

青工親第一三号

大正十年七月二十五日 青森県立工業学校長 安 美賀

青森県内務部長 鯉沼 巖 殿

簡易工業伝習ノ件内申

弘前市及野辺地町ニ於ケル工業伝習左記ノ日割ヲ以テ開催致度此段内申候也

記

一、弘前市

1. 人造石及壁塗ノ部

七月二十六日ヨリ七月三十日迄五日間工業学校内ニ於テ開催

講師、時田亀蔵氏

2. 鑄造ノ部

八月六日ヨリ八月十日迄五日間工業学校内ニ於テ開催

講師、本校助教論心得川村政助氏

二、野辺地町

1. 八月一日ヨリ五日迄五日間

講師 時田亀蔵氏

2. 家具ノ部

講習員出稼不在ノ由ニテ見合ノ通知アリ

青工親第二三号

大正十年十五日 青森県立工業学校長 安 美賀

青森県内務部長佐藤復三殿

工業伝習ノ件内申

本年度工業伝習中黒石町及木造町ノ分左記ノ通り実施仕度此段内申候也

記

一、黒石町

1. 期間 自大正十年十月十五日

至ク 〃二十四日 十日間

2. 講師 五日間 弘前市亀甲町 竹内甚吉氏

五日間 弘前市鍛冶町 照井龍之介氏

3. 手当 右二人共手当金一日十円支給ノコト

二、木造町

1. 伝習ヲ見合セ十月十七日講話会開催ノ事

2. 講師 青森県立工業学校教諭 森 只一

⑤外部講師の招聘

工業伝習の講師を工業学校外から招聘する場合は、工業学校側から県知事に対してその採用について上申する。

【史料8】

青工親第一四号

大正十年八月四日 青森県立工業学校長 安 美賀

青森県知事春藤嘉平殿

漆工講習会講師招聘ノ儀ニ付上申

本校漆工講習会ハ受講生ノ都合有之左記ノ日割ヲ以テ開催仕度尚講師ハ左記ノ者御採用ノ上夫々頭書ノ通手当御支給相成度此段上申候也

記

一、期間 八月十八日ヨリ三十一日迄二週間 毎自午前八時至全十二時 四時間

一、受講生 約十五名

一、講師 東京美術学校教授

手当金額

期間

二百円 自八月十八日

至ク二十四日 一週間 教授 島田佳矣

百五十円 自八月二十五日
至 三十一日 一週間 助教授 堀井政吉

⑥実施報告の提出

一連の工業伝習が終了すると、工業学校側から県知事に対してその報告がなされる。報告の中には実施所感が記されており、いずれも受講生の受講態度や習熟度合いに関しては良好の評価を与えていた。個別的にみると、「人造石及洋風壁塗」では、大工職を除いて建築業者の技術が幼稚であり、特に左官職は新しい知識とそれに対応する技術が乏しく、工業伝習の回数を重ねて開催するように要望している。「金物」の鑄造については、学理と実技の両方に習熟していなくてはならず、大型の鑄造になると 1 回の失敗により多大の損害を被ることから、当業者が新奇な注文を好まない傾向にあったものの、斯業の開発のために、年々特殊な伝習を実施し、その要点について確実な知識と技術を伝習する必要性を説いていた。「履物」については、優良な材料を用いても技術が伴わないため廉価で取引されている現状から、技術伝習の必要性を説くとともに、八戸を集散地とする南部桐のほとんどが材料のまま移出されているので、当地方において加工し都会地へ移出できるよう技術者を養成し発展への活路を見いだそうとしている。そしてこれらの技術伝習は短期間で十分な効果を得ることができることから、当業者はその継続的な開催を望んでいるとした。このように、工業学校側ではいずれの部門においても今後の工業伝習の継続実施の必要性を力説していたのである。

【史料 9】

青工親第二四号

大正十年 月 日

青森県立工業学校長 安 美賀

青森県知事尾崎勇次郎殿

大正十年度漆工講習会報告

大正十年度漆工講習会実施状況別紙之通り報告候也

大正十年度漆工講習会報告書

一、期間 自大正十年八月十八日

至全 全三十一日 十四日間

二、講師

図案 東京美術学校教授 島田佳矣

漆工 全 助教授 堀井政吉

三、講習生

二十名

四、修了証書受領者 十三名

図案、漆工、兼修	丹藤岩次郎	図案	三橋千代七
全	桂 修五郎	全	福士 虎彦
全	中山 恵孝	全	高杉 幸八
全	福士善五郎	全	嘉瀬 清夫
全	小山内 浄	全	板垣忠之進
全	松野 武雄	全	升森哲五郎
		全	一戸 藹吉
			以上

青工親第二五号

大正十年十月十八日

青森県立工業学校長 安 美賀

青森県知事尾崎勇次郎殿

大正十年度工業伝習実施状況報告

大正十年度工業伝習実施状況別紙ノ通り及御報告候也

人造石及洋風壁塗ノ部

第一 弘前市ニ於テ開催

一、会 場 青森県立工業学校建築科工場

二、期 間 自大正十年七月二十六日

至々 七月三十日 五日間

三、講 師 東京府立実科工業学校教諭 時田亀藏

四、助 手 青森県立工業学校教諭 日下勝治

五、伝習生 二十一名 氏名

(中 略)

六、伝習要項

人造石塗

洋風壁塗仕上法

1. 花崗石色人造石磨仕上法

1. 木工月塗仕上法

2. 全上急仕上法

2. 朱檀色塗仕上法

3. 花崗石色人造石洗出シ仕上法

3. 大理石塗仕上法

4. 全上急仕上法

4. 蛇腹塗仕上及型製作法

5. 蛇腹及出入隅及目地仕上法

5. 中心飾葉飾仕上法

七、状況

伝習生ハ何レモ当市ニ於ケル左官職ニテ従来施工シツ、アル人造石塗仕上ノ方法ニ於テ種々欠点アリ又新案ヲ必要トスル部分等ニツキ一般伝習以外ニ更ニ十分ナル研究ト指導トヲ講師ニ仰ギ熱心ニ其伝習ヲ受ケ更ニ練習ヲ続ケシ状態ニテ開催ノ第一日二十四名ナリシ伝習生ガ第二日ヨリ二十一名トナリ内十二名ハ皆出席ノ精勤者ナリシ盛況ヲ呈シタリ

八、所感

輓近木材ノ騰貴ト火災ニ対スル顧慮トハ建築施工上ニ大ナル革新ヲ□ヘセメント及漆喰ノ応用範圍甚シク拡張セラレタル今日本県ニ於ケル建築従事者中大工職ヲ除キテハ極メテ幼稚ニシテコトニ左官職等ニ於テハ新智識ト之レニ応スル技術ニ乏シキハ甚遺憾トシタリ又当業者モ大ニ共鳴スル処アリテ今回開催ノ目的ヲ十分ニ達シタリト認ム

今後更ニ回数ヲ重ネテ開催セラレンコトヲ希望ス

第二、 野辺地町ニ於テ開催

一、会 場 杉山組合長方

二、期 間 自大正十年八月一日

至々 八月五日 五日間

三、講 師 東京府立実科工業学校教諭 時田亀藏

四、伝習生 十二名 氏名

(中 略)

五、伝習事項

弘前市ニ於ケルト全様ナルニヨリ省略

六、状況

最初ノ伝習希望者ナ左官職六名ノミナリシモ実況ヲ知り大工職、煉瓦職等ニ従事セルモノモ亦其ノ必要ヲ感ジ加入ヲ申込ミ十二名ノ多数トナリシハ以テ其効果ヲ察知スルニ足ルベシ

金物ノ部

第三 弘前市ニ於テ開催 鋳物

一、会場 青森県立工業学校機械科工場

二、期間 自大正十年八月十六日

至全 全 二十日 五日間

三、講師

鋳造 青森県立工業学校助教諭心得 川村政助

木型 全 規矩地権太郎

四、伝習生 二十八名

五、証書受領者 十五名

氏名

(中 略)

六、伝習要項

1. スチームエンジン木型各部

2. 砂型填充方法

3. 鋳造

七、状況

木型ハ短時日ノ伝習ニテハ実地練習困難ナルヲ以テ予メ大部分ノ製作ヲ了シ伝習開始ノ折各部ノ要点ニツキ説明ヲ加フルニ止メ鋳物型填充ノ方法ヨリ伝習生ニ対シ実地伝習ト練習セシメ鋳造ヲ終リタリ

八、所感

鋳造ハ学理ト実技ト円熟シタル者ナラズバ失敗スルコト多ク大ナルモノニ至リテハ一回ノ失敗ハ其損害極メテ多大ナルガ故新奇ナル注文ヲ好マザルコト一般当業者ノ常ナリ故二年々特殊ナルモノニツキ伝習ヲナシ注意スベキ要部ニツキ確實ナル智識ト技術ヲ伝習セシムルコト当業開発ノ為メニ非常ニ益スル処多シ

履物ノ部

第四 八戸町ニ於テ開催

一、会場 八戸町立工業学校

二、期間 自大正十年九月五日

至々 十一日 一週間

三、講師

七分師 東京市田中徳太郎

齒物師 東京市坂上外次郎

四、伝習生 四十五名(内二十六名修了)

氏名

(中 略)

五、伝習要項并ニ所感

七分仕上ニ於テハ従来十分乾燥セザルモノヲ仕上グルガ故都会地へ移出スルモ仕上面手滑ナラズシテ優良ナル材料ヲ用イルモ価格ヲ低下シテ取引ノ止ムナキ状態ナリ即田舎七分ト称シテ格段ナル差ヲ認メラル故ニ生産額ノ増加ヲ計ル上ニ於テ僅ナル技術ノ差ハ以テ憾ヲ生ズルノ止ムナキハ如何ニ当業者ニ関スル技術ノ伝習ヲ必要トスルカヲ思ハシム齒物ニ於テモ七分ト全様ナルガ更ニ恰好ニ於テ新型ヲ伝習セシメ当業者ノ得ル処多大ナリ

思フニ下駄ノ材料トシテ八戸ヲ集散中心トスル南部桐ノ優良ナル定評アル処ニシテ近時生産額実数一ヶ年五六十万円ヲ下ラザル可シ然ルニ何レモ多クハ材料ノ木取ニテ移出スルノ状態ナリ之レヲ比較的労銀低廉ナル当地方ニ於テ加工品トシテ都会地へ移出スルニ十分ナル技術者養成スルニ於テハ将来益々発展スルコト期シテ待ツベク又之ガ短期ノ伝習ニヨリテ十分ナル効果ヲ及ボスコトヲ考フル時ハ今後一層保護奨励ノ意味ニ於テ伝習会ヲ継続開催スルノ必要ナル当業者ノ渴望スルノミナラズ当局者又大ニ考慮スベキモノナリト思フ

金物ノ部

第五 木造町

一、伝習開催ヲ取消シ十月十七日日鍛冶組合総会ヲ期シ工業講話会開催ヲ希望シ講師派遣方依頼シ来リシニヨリ十月十五日附内申通り本校教諭ヲ出張セシメタリ

二、聴講生 十名

三、状況

当業者何レモ熱心ニシテ明年度ハ工業伝習開催ヲ渴望シ居タリ

金物ノ部

第六 黒石町ニ於テ目下開催中

(後略)

⑦費用の請求

工業伝習の実施報告が済むと、講師旅費や材料費等の経費を県内務部に対して請求して、その年度の工業伝習に関する事務が完了することになった。

【史料10】

青工親第二六号

大正十年十月二十五日

青森県立工業学校長 安 美賀

青森県内務部長佐藤復三殿

工業伝習ノ為出張旅費請求ノ件并ニ報告

木造町鍛冶組合講話会并ニ黒石町金物(鍛冶)伝習左記ノ通実施小職并ニ森教諭出張致候間別紙請求書ニ基キ夫々旅費支給相成度此段願上候也

記

一、木造町鍛冶組合講話会 本校教諭 森 只一 出張

状況ハ十月十八日 報告通り

一、黒石町金物伝習会

十月十日 伝習開催ニ関シ南津軽郡役所へ出張夫々打合ヲナシタリ

十月十九日 森教諭出張講習員ニ対シ刃物ニ関スル学術上ノ講話ヲナシタルガ三十余名ノ講習員何レモ熱心ニシテ有益ナリキ

十月二十三日及二十四日

小職出張伝習状況視察致候処何レモ熱心ニ有之斧、菓子切包丁、剪、鋏、三本鋏等製作品六十
余点終了者三十四名ニ有之候

以上

青工親第二八号

大正十年十一月十四日 青森県立工業学校長 安 美賀 印

青森県内務部長佐藤復三殿

工業伝習用材料費請求ノ件

南津軽郡ニ於テ開催ノ金物工業伝習用材料別紙ノ通り請求相成候間御支払相成度此段内申候也

3 学校側の工業伝習に関する所見

次の資料は大正10年に青森県立工業学校長より県に提出された簡易工業伝習の促進を訴える意見書である¹⁰⁾。これによると『青森県商工業の状態』の見解と同様に本県における工業の技術水準が低いことに触れ、とりわけ木材加工業では短期の技術講習によって年々進歩する技術を職工に伝習する必要性を述べている。ここで着目すべき点は、長期に亘る技術伝習は学校においてやるべきものであり、当該工業伝習は年々変化進歩する技術に即応するための短期的な講習であると、その役割を明確に区分していたことである。また、工業伝習で技能を身につけた職工が、今度は他の地域で開催される工業伝習の講師としてその技術を伝授していくという連鎖的な技術普及をねらっていたのである。さらに建築業における壁塗や塗装技術の稚拙さを指摘し、これらの技術に求められる美術的要素(美術的センス)に関しては都市部における職工の力に期待するほか術がないとはいうものの、美術的要素についても簡易伝習を通して習得していく必要があると説いていた。

なお、金物、木履、家具、指物は技術伝習に主眼を置く一方、木通蔓細工に関しては技術伝習よりもむしろ研究という側面を重視し、研究試作品を一般に紹介することによる技術普及が適切であると説いていた。

【史料11】

簡易工業伝習ニ関スル意見

一、必要ナル理由

本県ニ於ケル各種工業ノ幼稚ナルハ言ヲ待タズ 原料移出ト加工品移入ガ経済関係ノ大ナル影響ヲ来スコト云フモ更ナリ 欧州戦争即英独ノ争覇ハ明ニ之ヲ□シテ余アリテ見地ヨリスル時ハ木材加工品(家具指物轆轤細工下駄等)ニ対シ年々進歩スル部分ニ対シテ短期ノ伝習ヲスルコト尤緊要ナリ

長期ニ亘ル技術ノ練習ハ学校若シクハ講習所等ノ職分ナル可キモ前者ハ年々変化スル移動的ナル□通自在ナル規則等ニ束縛セラルコトナクシ以テ飢渴者ニ隨時随所ニ飲食ヲ供スルガ如キ適切ナル処置ナリ

二、実行方法等改善ニツキ

従来ノ如キ方法ニテ可アルモ各業ニツキ当業者ノ希望スル各部門ニツキ伝習ヲ一巡シタル後適当ナル当業者ヲ選抜シ旅費ヲ給シテ他地方ニ於ケル独特ナル技術ノ長所ヲ出張ノ上習得セシメテ当業者ニ出張者ヨリ伝授スルノ方法ヲトルコト得策ニテ有効ナリト信ズ

三、以上ハ金物、木履、家具、指物等ニツキテ適切ナルモ木通蔓細工ハ伝習ヨリ研究ヲ主トシ研究試作品ヲ一般ニ紹介スルコト尤適當ニシテ本年度後半期(九月後)ハ色蔓ヲ図案的ニ使用スルニ如何ニスレバ調和シ得ルカラ研究ノ見込ニテ目下考案中ナリ

建築業ニ関スル壁塗、人造石仕上、ペンキ塗ニツキテモ地方ニ於テ従業者ガ恰モ製品ニ於ケル半製品ナルガ如キ感アリテ建築ニ必要ナル美術的要素ヲ満足セシメントセバ□シク之ヲ都会地ニ於ケル職工ノ力ニ待タザル可カラズ 而シテ之レ□ニ救済ノ道ハ簡易ナル伝習ニ待ツノ外ナカル可ク僅少ナル経費ヲ以テ□スル処大ナリト信ズ

つぎに、工業学校側の目論見である、工業伝習の受講者がその後の伝習教師になる事例を挙げることにする。

次の資料によれば、大正10年度に南津軽郡で実施された金物伝習会に出席した黒石町の岸谷秀太郎は、翌年に黒石町で実施された金物伝習において教師としてその名が登場する¹¹⁾。工業伝習の実施報告書には、岸谷秀太郎は南津軽郡鉄工組合長であり、同組合の協議により鎌の製作について各地の長所を伝習して、地方における斯業改良を図るために選抜されて福島県、長野県へ私費を投じて出張し実地研究したと記されている¹²⁾。その結果、工業伝習を通して製作に要する時間と燃料の節減ができて、経済的効果が認められたことから、実地研究の効果を評価した。そして工業伝習報告書は、優秀な組合員を選抜して外部視察や研究に当たらせ、その視察者を講師として活用することが適切であると結んでいた。

さらに、同資料からは出席日数が5日未満の者を受講終了者とは認めておらず、県及び工業学校側が工業伝習に対してある程度の公的位置づけを与えていたことが推測される。

【史料12】

取勧第二〇九五号

大正十年十一月八日 青森県南津軽郡長 印

青森県工業学校長殿

十月二十九日青工□別第九号御照会ノ件左ニ回答候也

工業伝習会経費ニ関スル件

一、六十五円ニ相当スル請求□当業者ヨリ徴シ別紙ノ通り送付ス

一、伝習修了者氏名別紙ノ通り

大正十年南津軽郡金物伝習会出席名簿 自十月十五日 至十月二十四日

出席日数	町村名	氏名			
一〇	黒石町	高橋良之助	七	石川村	三国定吉
一〇	黒石町	小山内常吉	一〇	中郷村	山田永助
一〇	全	山本久吉	一〇	中郷村	山田市太郎
一〇	全	福土寅吉	一〇	中郷村	岩崎正市
一〇	全	山内音太郎	一〇	中郷村	工藤金丈
一〇	全	岸谷秀太郎	七	中郷村	藤田丈夫
一〇	全	工藤源次郎	一〇	中郷村	山田善三郎
一〇	全	北嶋富蔵	九	柏木町村	須藤興八郎
八	全	工藤徳太郎	六	柏木町村	相馬善次郎
一〇	女鹿澤村	大野喜一郎	七	大光寺村	鎌田常吉
九	浪岡村	澤 新吉	五	黒石町	福土市郎
六	浪岡村	太田岩雄	六	黒石町	對島永吉
八	尾上村	山崎半之丞			以上三十四名終了者

八	尾上村	櫻庭市太郎	三	藤崎村	唐友太郎
一〇	尾上村	成田竹之助	三	十二里村	宮川未作
七	田舎館村	船水久次郎	四	石川村	三上峰五郎
一〇	藤崎村	安田重太郎	三	竹館村	桑田紋次郎
一〇	藤崎村	白戸寅兵衛	三	竹館村	□□八十八
六	蔵館村	成田良太郎	三	黒石町	成田由太郎
七	石川村	工藤金助	四	黒石町	池内才吉
七	石川村	須藤喜助			計 四十一名

青工親第一三号

大正十一年六月二十四日

青森県立工業学校長 安 美賀

青森県内務部長 佐藤復三殿

黒石町金物伝習ノ儀ニ付内申

南郡黒石町ニ於ケル金物伝習左記ノ通りニ実施致度此段内申候也

記

- 一、期間 十日間
- 一、場所 黒石町濱町三二 岸谷秀太郎工場
- 一、伝習項目 鎌製作法
- 一、教師 黒石町濱町三二 岸谷秀太郎氏
- 一、教師手当 一日金十円トシテ十二日間分 百十円
- 一、材料費 炭代補助トシテ四十円内外

以上

右指導ノ為小職若シクハ本校職員出張ノ予定ハ左記ノ通り有之候

記

- 一、六月二十八日 伝習開始準備并ニ指導
- 一、七月七日 状況視察及証書授与式打合
- 一、七月八日 伝習証書授与式

以上

工業伝習報告書

- 一、場所 南津軽郡黒石町 岸谷秀太郎ノ工場
- 二、期間 自大正十一年六月二十九日 至々七月八日 十日間
- 三、伝習教師 岸谷秀太郎
- 四、伝習項目 鎌製作法
- 五、伝習人員 四十名 内修了証書受領者三十二名
- 六、伝習教師ハ南郡鉄工組合長岸谷秀太郎ニシテ全人ハ組合協議ノ上鎌製作ニツキ各地ノ長所ヲ伝習シ地方ノ斯業改良ヲ計ランガ為選抜セラレテ福島県、長野県ニ私費ヲ以テ出張シ実地ニツキ研究シタルナリ

故ニ今回ハ伝習者何レモ熱心ニ其伝習ヲ受ケ其効果ニツキ何レモ満足ニ居レリ。今回改良サレタル重ナル点ヲ挙グレバ

1. 鍛合方法、従来ハ薬品ヲ使用セザルガ故鋼ノ鍛合ニツキ二枚ニテ十一分ヲ要シタルガ今回

- ノ方法ニヨレバ僅ニ六分ニテ可ナリ。
2. 材料従来ハ厚四分ノモノヲ鍛冶シタルガ今回ノ方法ニヨル時ハ厚三分ノモノヲ鍛冶シテ全等以上ノモノヲ得。
 3. 両者ニヨリテ時間ト炭ヲ節約シ得テ経済上多大ノ利益ヲ認ム
以上ニヨリテ考フルニ組合員ノ有力ナルモノヲ選抜シテ一定ノ目的ノモトニ視察、研究セシメ採長補短ノ道ヲ講ゼシムル意味ニ於テ視察者ヲ講師トシテ報告的ニ伝授セシムルコト亦適切ナリト認ム

Ⅲ 実業学校の地域経済への寄与

以上、史料に基づいて工業伝習の実態を概観した。次に工業伝習事業を通しての実業学校の地域経済への寄与について考察する。工業伝習の寄与に関しては、県及び工業学校側への寄与と、伝習生若しくは地域経済への寄与に分けて考察する。

まず、前者については、

- (ア) 【史料11】の工業学校側の簡易工業伝習に関する意見の中で、職工の美的センスの欠如を指摘し、その補完を工業伝習に求めており、県及び工業学校側が工業伝習を通じて実際の職工の技術的レベルを把握することで、より実効的な研修施策を立案する上で有益であったと思われる。
- (イ) 【史料6】によれば、木造町における農具及び打刃物の伝習に関して、町側から主として農具に関する伝習を要望しており、それに対して工業学校側もその教師を求めて農具専門工と交渉していることから、工業伝習を企画する段階において、職工及び同業組合が斯業発展を目指す上で、県や工業学校に対してどのような要望をもっているのかを具体的に汲み取ることができたと思われる。
- (ウ) (ア)の効果は、現場に卒業生を送り出す工業学校の教師が、学校現場における教育内容の改良を検討する上で役に立つと見られる。
- (エ) 東京などから外部講師を招聘することにより、共に講師を務めた工業学校の教師自身も全国的な技術レベルや最新のノウハウを知りうる機会となったと考えられる。また、【史料11】中、木通蔓細工に関しては、工業学校の教師と伝習生徒との共同研究による研究試作品を提供することから、教師自身の研修の場になったと見られる。

の4点が挙げられる。

このように工業伝習の実施は、主催者側にとっても様々な効果を期待できた。とりわけ工業学校側の利点としては、工業学校が生徒に対して卒業後に工業界へ即応出来るような教育活動を実施する上で、工業伝習事業がその拠り所となったことである。

一方、後者としては、

- (ア) 【史料12】によれば、伝習生が鎌の製作に関して時間と燃料を節約できることを学び満足していたように、職工が工業伝習を通じて斯業の全国的な技術的水準に触れ、自身の技術的レベルを実感・自省し、目指すべき到達目標を設定することに役立ったと思われる。
- (イ) 鉄工組合長が伝習生から伝習教師へと転身した事例から、同業組合が組合員の技術向上を図る際に、工業伝習を活用することで効率的な研修体制を構築できたと思われる。
- (ウ) 【史料3】の簡易工業伝習規程によって、伝習受講生の条件として既にその職で2～3年の経験を持っていることが求められており、受講生が工業伝習を通じて習得した最新の技術や知識を即座に現場で活用し、斯業の発展ひいては地域経済の発展につながる即効的な効果を期待していたと考えられる。
- (エ) 県が県工業の底上げを狙って全県的に実施する事業であり、その効果に関しては地域的なアン

バランスの発生を最小限に抑えることができる。

(オ) (ア)により、伝習を終えた職工が規格や品質に関して全国的水準を有する製品を生産できるので、他県と競合する製品の販売においては不利益が生じることがなかった。

これらの寄与は、県や工業学校側が工業伝習に寄せた期待そのものであり、「工業伝習」事業は所期の目標を達成することができたと考える。

IV 「工業伝習」事業のその後の展開

青森県立弘前工業高等学校が所蔵する工業伝習に関わる文書は昭和2年度までのもので、それ以降の工業伝習の実態を示す文書になると存在しない。従って、「工業伝習」制度がその後継続したのか否かは現時点で明らかではない。

なお大正11年〔1922〕10月、弘前市に青森県工業試験場が設立された。これは明治40年度から県が染織に関する技術員を置いて斯業に関する指導奨励を推進し、各地で講習会を開催してきたことに始まる。当初は、機織部、染色部及び化学部が置かれたが、大正15年〔1926〕には酒造組合等の熱望により醸造部が併置され、昭和3年度には化学部と醸造部が合併して化学醸造部となった¹³⁾。工業伝習の科目はその「規定」によれば家具、指物、轆轤細工、木地、漆器の5科目であり、青森県工業試験場の前身である染織に関する講習会との間では講習科目が当初から棲み分けされていたことがわかる。

ところが、現存する青森県工業試験場が発行した昭和9年度から同16年度分の業務功程報告によれば¹⁴⁾、青森県工業試験場の組織は、その業務内容により染織部、化学醸造部、工芸指導部、窯業部、工業相談部、庶務部の6部編成となっている。その中の「工芸指導部」という章の「実地指導」の節には、「木工業関係」「漆器業関係」「木通蔓業関係」の実施回数が掲載されている。

また、昭和12年度の報告には「見習生及研究生」の節が新たに設けられ、「木工家具」「図案」「漆工」「轆轤工」における生徒氏名が掲載されている。「木工家具」「漆工」及び「轆轤工」は簡易工業伝習規程中の科目と同じであり、「工業伝習」事業が工業試験場の事業として吸収されていたことが推測される。ただ、この経緯を明らかにする史料が現時点では入手していないため、「工業伝習」事業のその後の展開についての研究は今後の課題としたい。

おわりに

工業伝習が始まった時期に相当する明治末期から大正初期における青森県工業に対する県や工業学校の見解は、いずれも幼稚の域を脱していないというものであった。しかし、青森県は豊富な原料や労働力を抱え、また交通・輸送手段の整備が進められており、工業製品の販路として大口顧客である第八師団や大湊要港部を擁し青森県内だけでなく、北海道や樺太、ロシアへの貿易の拡大にも期待を寄せて、将来の工業発展の基礎が備わっているとみなした。

このような判断から、青森県工業の振興策の一つとして県主導の「簡易工業伝習」事業が立ち上がり、その任に青森県立工業学校が当たった。したがって、この工業伝習は工業学校独自の地域経済への貢献活動と言いが、その実務の流れを見れば、工業学校側の主体的な関わり方を読み取ることができる。工業伝習が県主導で始められた経緯には、青森県経済の幼稚性を重く見て、学校教育の一環としてでなく、県の経済振興策として強力に推し進めて行かなければならないという思惑が強く働いたためであろう。

また、工業伝習は現場の職工の再教育を担うだけでなく、受講生の中から将来の業界における指導者となる人材をも養成することを目論んでおり、県としては工業伝習を将来的に職工の自立的な起業

にまで押し上げていこうとしたように見える。

青森県における実業学校の地域経済への寄与に関する考察には、商業学校、農業学校及び水産学校に関しても分析する必要があるが、それらに関する資料は乏しい¹⁵⁾。そこで、卒業生の寄与という視点に立って商業学校の実態について若干触れておく。明治38年〔1905〕に青森市立商業補習学校として設立され、後に県に移管された青森市立商業学校は、商業界への即戦力養成を設立目的とされた。その方途の一つとして、明治42年度に1度限りではあったが、北陸地方及びウラジオストクへの修学旅行が実施された。当時の青森県産りんごのロシアへの輸出は鉄道で敦賀港へ移送され、そこから海路ウラジオストク港へ輸出されていた。その実態を生徒に調査視察させたのである。また明治44年には対露貿易の振興に対応するため、選択科目にロシア語が加えられた。そのほか商業界への即戦力を養うために、夏季及び冬季休業を利用して青森郵便局や青森電燈株式会社における依託実習も行われた。大正4年〔1915〕に県から発行された『青森県治要覧』では「青森市立商業学校ハ、乙種程度ニシテ、卒業生ノ多クハ、県内ノ商店・会社等ニアリテ、実業ニ従事セリ。而シテ青森市ノ位置ヨリ考フレバ、該学校設置ノ如キハ適切ナル施設ナリト云フヘシ」と記されていることから、商業学校卒業生が地域経済において即戦力として活躍した。「商業」の場合は、社会人への再教育よりもむしろ学校における生徒への実践的教育の方が、地域経済に対する寄与度が大きいと言える。このことは、明治44年〔1911〕1月に市立商業学校発展と商業教育の普及を図るとともに、卒業生の就職斡旋のために、青森市役所内に市立商業学校の諮問機関として商議会が設置されたことから明らかである。商議会は市長が召集し、市内の実業家や名望家を商議員に委嘱した¹⁶⁾。

本稿では、大正期において工業学校がどのように「工業伝習」事業に関わり、地域経済に寄与したのかを明らかにしたが、その後の「工業伝習」事業の継続、とりわけ後に設立された工業試験場が実施した「実地指導」との関わりについては明確に示すことができなかった。さらに、工業伝習の主体たり得た工業学校教員の資質に関する分析も今後の課題である。

注

- 1) 最近の研究としては坂本紀子「函館商業学校と地域商業の近代化」『地方教育史研究』第29号、pp.45-64頁、2008年や、井澤直也「実業学校の社会的機能と卒業生の職業経歴」『地方教育史研究』第29号、pp.117-132頁、2008年がある。
- 2) 一例としては、愛知県立愛知工業高等学校の前身である愛知県立工業学校(明治34年〔1901〕創立、本科=機械科・色染科・図案科、予科)では、学校長が地元の織物商や機業家と「一日会」という研究機関を作り毎月一日に業者を集めて学校長や教諭等が出張して技術の向上や改良の指導に当たった。同じく図案科長も学校を背景とした図案研究団体を組織して染色図案の向上に努めるとともに、県費で設立された愛知県図案調製所の所長を兼任し、事務所を学校内に設けて業者との折衝を緊密にして当時未だ幼稚の域を脱しなかった染織、陶磁器、七宝等重要産物の図案改善向上を図った(愛工創立五十周年記念会『愛工五十年史』p.118、1955年3月)。
また、東京都立八王子工業高等学校の前身である東京府立織染学校(明治20年〔1887〕に八王子織物染色講習所として開校)では、明治41年〔1908〕に染織業者を招集して「染織講話会」を開設し、翌年には八王子織物同業組合主催としての染色講習会を開催している(東京都立八王子工業高等学校『八工七十五年史』p.5、1962年10月、)
- 3) 『青森県教育史』(青森県教育委員会、1972～1973年)では、第四巻資料編2において、青森会議所主催商業夜学会開催に関する大正9年〔1920〕3月の東奥日報記事を掲載しているのみである。それによると夜学会の講師には市立商業学校の教諭が招聘された。
- 4) 当該史料は筆者が『弘工百年史』(青森県立弘前工業高等学校創立百周年記念事業協賛会、2011年)の通史の部を執筆するに当たり、同校所蔵資料調査の過程でその存在を知り得たもので、過去に編さんされた同校の記念誌には一度もとりあげられてはいない。
- 5) 同掲書『弘工百年史』pp.83-91
- 6) 青森県議会『青森県議会史 自大正二年至大正十五年』p.250、1967年
- 7) 明治44年〔1911〕の青森県の商工業の状態を統計的に紹介したもので、「工業伝習」を所管した県内務部により刊行されていることから、工業伝習が開始される背景を考察する上では、その先行時期の状況を知ることができる資料である。
- 8) 栃木県立足利工業高等学校の前身である栃木県立工業学校(明治28年〔1895〕に栃木県工業学校として創立、染織科)では、栃木県内の染織業者等のための講習会開催や研究指導に関しては、学則にその規定が盛り込まれていることか

ら、明らかに校務の一環として位置づけていることがわかる。「第三十七条 本校ハ県内染織業者ノ需メニ応シ機織及び染色ニ関スル質疑ニ答ヘ兼テ其实験ヲモ許スコトアルベシ 但質疑ハ文書ヲ以テスルヲ許サズ」「第三十八条 本校ハ県内染織業者団体ノ出願ニヨリ斯業ニ関スル臨時講習ヲ開クコトアルベシ」「第三十九条 前二条ニ関スル入費ハ凡テ出願者ニ於テ負担スベキモノトス」(栃木県立足利工業高等学校栃工会『足工五十年史』p.273、1955年)

- 9) 青森県立弘前工業高等学校所蔵「大正十一年三月迄 簡易工業伝習」・「大正十年度親展書綴」
- 10) 青森県立弘前工業高等学校所蔵「大正十一年三月迄 簡易工業伝習」
- 11) 青森県立弘前工業高等学校所蔵「工業伝習」
- 12) 前掲書「工業伝習」の簿冊には、大正11年〔1922〕2月28日付けで岸谷が作成した視察予算書も綴じられている。
- 13) 東奥日報社『青森県総覧』東奥日報社、p.541、1928年
- 14) 北海道大学附属図書館蔵
- 15) 各学校の記念誌によれば昭和初期における地域経済への寄与に関する記事が散見される。地域の農家や水産業者の要請に応え、昭和7年度に五所川原農学校では林檎加工設備、県立水産学校では魚類乾燥設備、翌年度には県立三本木農学校では小麦粉製造設備、県立水産学校では缶詰巻締機をそれぞれ実業教育費国庫補助金を得て設置した(青森県立三本木農業高等学校『三農八十年史』p.283、1978年)。また、昭和7年〔1932〕には県立五所川原農学校が生徒に対する産業組合の実地訓練をなすために、購買組合を組織した(青森県立五所川原農林高等学校『五農八十年史』pp.92-95、1986年)。
- 16) 青森県立青森商業高等学校『青商百年史』pp.297-298、2007年